我孫子市国際交流協会規約

(平成4年11月21日制定)

(名称)

第1条 この会は、我孫子市国際交流協会(以下「協会」という。)と称し、英語名を Abiko International Relations Association(略称を「AIRA」)とする。

(目的)

第2条 協会は、身近な生活の場における市民主体の活動を通じて、市民一人ひとりの 国際化を推進し、もって国際親善に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 国際交流に関する事業の計画及び実施
 - (2) 国際交流に関する情報、資料の収集及び普及啓発
 - (3) 国際交流に関する諸団体との広域的な協力
 - (4) その他国際交流の推進に必要な事業

(会員)

- 第4条 会員は、第2条の目的に賛同する個人会員、家族会員及び賛助会員(法人・ 団体)をもって組織する。
- 2 会員になろうとする者は、入会申込書(別記様式1)に会費を添えて会長に提出し なければならない。
- 3 協会を退会しようとするものは、退会届出書(別記様式2)を会長に提出しなければならない。
- 4 会長は次の各号の一つに該当する会員を役員会の承認を得て退会させることができる。
 - (1) 会費未納の状態が、新会計年度開始日から1ヶ年を経過したとき。
 - (2) 協会の信用を著しく損なう行いがあったと認められたとき。
 - (3) その他、会員として不適切と認められたとき。

(理事)

- 第5条 協会に理事を置く。
- 2 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事の選出)

- 第6条 理事は30名以内とし、総会において会員の中から選出する。
- 2 任期途中において理事が欠けた場合は理事会において後任者を選出することができ、 その任期は前任者の残任期間とする。

(理事の職務)

第7条 理事は協会の会務を処理する。

(監事)

- 第8条 協会に監事を置く。
- 2 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(監事の選出)

- 第9条 監事は2名とし、総会において会員の中から選出する。
- 2 任期途中において監事が欠けた場合は理事会において後任を選出することができ、その任期は前任者の残任期間とする。

(監事の職務)

第10条 監事は、協会の会計を監査する。

(役員)

- 第11条 協会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長3名以内
 - (3) 部会長5名
 - (4) 会計 2 名
- 2 役員の任期は理事の任期とする。ただし再任を妨げない。

(役員の選出)

- 第12条 役員は理事の中から互選し、総会の承認を得る。
- 2 任期途中において役員が欠けた場合は理事会において後任者を選出することができ、 その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第13条 会長は協会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職を代理する。
- 3 部会長は部会を代表し、主として部会を統括し、運営する。
- 4 会計は協会の会計事務をつかさどり、予算及び決算に関する書類を作成する。

(名誉会長及び顧問)

第14条 会長は、理事会に諮って、協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(会議)

- 第15条 協会の会議は、総会、理事会及び役員会とし、会長がそれぞれの会議の議長と なる。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

- 第 16 条 総会は、会長が年 1 回招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2 総会において決議又は承認する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (3) 規約の改正に関すること
 - (4) 役員の選任に関すること
 - (5) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

- 第17条 理事会は理事をもって構成し、会長が随時招集する。
- 2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。
- 3 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 会長が必要と認める事項

(役員会)

- 第18条 役員会は役員をもって構成し、会長が随時招集する。
- 2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。
- 3 役員会において協議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 理事会に付議する事項
 - (2) 協会の活動を円滑に進めるための連絡・調整に関すること
 - (3) その他、会長が必要と認める事項

(専門部会)

- 第19条 理事会は、協会の事業を推進するため、次の専門部会を設置する。
 - (1) 総務部会
 - (2) 広報部会
 - (3) 交流部会
 - (4) 研修部会
 - (5) ボランティア部会
- 2 前項各号の専門部会は、別表に掲げる分掌事項の実施にあたる。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

(経費)

- 第20条 協会の経費は、次の収入をもって充てる。
 - (1) 会費
 - (2) 補助金
 - (3) 行事等の参加費

- (4) その他の収入(会費)
- 第21条 協会の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 個人会員年額一口2,000円。ただし、学生・生徒は、年額一口 1,000円とする。
 - (2) 家族会員年額一口3,000円
 - (3) 賛助会員年額一口10,000円
- 2 年度途中において脱会した場合でも、会費は返還しない。

(会計年度)

第22条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第23条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会の議を経て理事会に諮って決める。

附則

- 1 この規約は、平成4年11月21日から施行する。
- 2 この協会の設立当初の役員の任期は、第5条第2項の規程にかかわらず、平成6年 度の総会の日までとする。

附則

改正後のこの規約は、1998年4月26日から施行する。

附則

改正後のこの規約は、1999年5月16日から施行する。

附則

改正後のこの規約は、2001年5月13日から施行する。

附則

改正後のこの規約は、2006年6月4日から施行する。

附則

改正後のこの規約は、2021年4月24日から施行する。

別表(第19条関係)

部	会	名	分 掌 事 項
総	務部	会	(1)協会内の連絡調整及び外部関係諸団体との連絡調整に関すること。(2)各部会及び会員相互の交流に関すること。(3)その他他の部会に属さないこと。
広	報部	会	(1) 会報の発行及びPR活動に関すること。(2) 情報提供に関すること。(3) その他広報活動に関すること。
交	流部	会	(1) ホームステイ、ホームビジット等に関すること。(2) 海外の姉妹・友好都市との交流に関すること。(3) 海外派遣に関すること。(4) その他外国人との交流に関すること。
研	修 部	会	(1) 外国語研修講座に関すること。(2) 講演会、シンポジウム等に関すること。(3) 外国文化の理解を深めるための活動に関すること。(4) その他研修活動全般に関すること。
ボラ	ランティア	部会	(1) 通訳ボランティアに関すること。(2) 各種資料等の翻訳に関すること。(3) 外国人相談窓口に関すること。(4) 日本語講座に関すること。(5) その他ボランティア活動に関すること。